

大山町長選挙、大山町議会議員一般選挙

投票日は
4月21日(日)です

任期満了による大山町長選挙及び町議会議員一般選挙が4月16日に告示され、4月21日に投票が行われます。

今後4年間の町政を担う代表者を選ぶ重要な選挙です。皆さんの貴重な一票を町政に反映させるため、棄権しないで必ず投票しましょう。

投票できる方

平成5年4月22日以前に生まれた人で平成25年1月15日以前から大山町に住民登録し、引き続き町内に在住している人が投票できます。

※投票日の前日までに町外に転出した人は、選挙期日に投票することができません。

入場券について

選挙人名簿に登録されている人には、投票所入場券（ハガキ）を郵送します。入場券に記されている投票所で投票してください。

投票の順序と方法

投票の順序は、最初に「町長選挙」、次に「町議会議員選挙」の投票を行います。

投票用紙には、氏名表を参考にして、それぞれの立候補者の中から1名の名前を正確に記載してください。それ以外の事を記載すると、大切な一票が無効になるおそれがありますのでご注意ください。

期日前投票による投票

投票日当日に、仕事や旅行などで投票できない方は、選挙期日前に投票することができます。

手続きは「期日前投票宣誓書」を書く以外は、選挙期日の投票手続きと同様です。入場券を持参の上、役場本庁又は各支所（中山、大山）までお越しください。（入場券が届いていない場合は不要です。）。

大山町長及び 大山町議会議員一般選挙日程

告示日（立候補届出日）

日時 4月16日（火）8時30分～17時
会場 大山町役場本庁

期日前投票

期間 4月17日（水）～4月20日（土）
投票時間 8時30分～20時

会場 役場本庁、中山支所、大山支所

投票日

日時 4月21日（日）21時～
投票所及び投票時間 一覧表のとおり

開票

日時 4月21日（日）21時～
会場 名和農業者トレーニングセンター

指定病院、老人ホームなどからの投票

不在者投票施設に指定されている病院、老人ホームなどの施設に入院、入所中であれば申し出によってその施設で投票ができますので、病院等の管理者に申し出

てください。
・町外からの投票

投票日に町外に滞在していて投票所に行けない場合は、不在者投票の期間内に滞在地の選挙管理委員会で不在者投票ができます。この場合、あらかじめ大山町選挙管理委員会事務局へ投票用紙などの請求をする必要があります。

郵便による自宅からの投票

郵便等投票証明書の交付を受けている人は、郵便による不在者投票をすることができます。